



# 山形県公報

平成17年2月8日(火)  
第1617号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則.....(市町村課)...109
- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(児童家庭課)...110

### 告 示

- 県議会臨時会の閉会.....(財政課)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更.....(保健業務課)...111
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....(同)...同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び主たる場所.....(同)...112
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定の更新.....(産業政策課)...115
- 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...同
- 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同
- 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同
- 国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...116
- 同.....(同)...同
- 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)...同
- 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...117
- 民有保安林の指定の予定.....(森林課)...同
- 都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課)...118
- 同.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...119
- 県道の供用の開始.....(同)...同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同
- 一般競争入札の公告.....(病院事業局)...120
- 同.....(同)...121
- 同.....(同)...122
- 同.....(同)...123

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第2号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び土地開発公社経営改善支援事業」を「、土地開発公社経営改善支援事業及び財政健全化対策支援事業」に改め、同条第2項中「又は土地開発公社経営改善支援事業」を「、土地開発公社経営改善支援事業又は財政健全化対策支援事業」に改め、同条第3項中「特定施策推進事業」を「特定施策推進事業、公債費負担適正化支援事業又は財政健全化対策支援事業」に改め、同条第4項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第5項中「準過疎地域振興整備事業、」を削り、「又は土地開発公社経営改善支援事業」を「、土地開発公社経営改善支援事業又は財政健全化対策支援事業」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項の「財政健全化対策支援事業」とは、第2項各号に掲げる事業であつて財政状況が特に厳しい市町村で自主的に財政の健全化に取り組んでいると知事が認めるものを行うものをいう。

第4条第1項第1号イ中「又は」を「、同条第3項の準過疎地域振興整備事業又は」に改め、「に相当する率から年0.1パーセントを控除した利率」を削り、同号ロ中「第2条第3項の準過疎地域振興整備事業、同条第4項」を「第2条第4項」に、「又は同条第5項」を「、同条第5項」に、「に係る」を「又は同条第7項の財政健全化対策支援事業に係る」に改め、同項第2号イ中「第2条第4項第3号」を「第2条第4項第2号」に、「及び同条第6項」を「、同条第6項及び同条第7項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の山形県市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第3号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則(昭和63年1月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第2号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同項第7号中「第2項」を「第2項並びに第41条の2」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成17年1月31日招集した山形県議会臨時会は、同年1月31日閉会した。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県告示第112号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類       | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|------------------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字<br>穴澤平3796番地20号 | グループホームゆらり<br>南陽市栲塚1896番地13号 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17. 1.28 |

## 山形県告示第113号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

| 医師氏名 | 予防接種を行う主たる場所            |                                      | 変更年月日      |
|------|-------------------------|--------------------------------------|------------|
|      | 変更前                     | 変更後                                  |            |
| 小野俊孝 | 鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号   | おのこども診療所<br>鶴岡市桜新町12番1号              | 平成16.10.20 |
| 白壁昌憲 | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地 | 白壁内科クリニック<br>山形市陣場一丁目9番21号           | 同 10.27    |
| 前田龍明 | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号    | 前田クリニック<br>山形市末広町15番8号               | 同          |
| 近藤恒男 | 近藤医院<br>酒田市相生町一丁目6番25号  | 近藤内科循環器クリニック<br>酒田市相生町一丁目6番25号       | 同 11.29    |
| 山口博三 | 山口整形外科医院<br>山形市相生町6番17号 | 蔵王温泉クリニック<br>山形市蔵王温泉字川前903番地の6       | 平成17.1.14  |
| 志田國治 | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号 | 介護老人保健施設サニーヒル山寺<br>山形市大字山寺1973番地の335 | 同          |

## 山形県告示第114号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

| 医師氏名 | 予防接種を行う主たる場所 |               |
|------|--------------|---------------|
|      | 医療機関名        | 所在地           |
| 武田陽子 | 東北中央病院       | 山形市和合町三丁目2番5号 |
| 永沢倫  | 同            | 同             |
| 布施健生 | 同            | 同             |
| 加藤修一 | 篠田総合病院       | 同 桜町2番68号     |
| 金井雅代 | 山形市立病院済生館    | 同 七日町一丁目3番26号 |
| 加藤一郎 | 同            | 同             |

|           |          |            |
|-----------|----------|------------|
| 片 桐 絵 里 子 | 山形県立中央病院 | 同 青柳1800番地 |
| 川 島 祐 彦   | 同        | 同          |

## 山形県告示第115号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                 |
|-----------|-------------------------|-----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地           |
| 長 澤 純 子   | 山形県立中央病院                | 山形市青柳1800番地     |
| 秋 葉 香     | 同                       | 同               |
| 田 辺 さ お り | 山形市立病院済生館               | 同 七日町一丁目3番26号   |
| 土 田 哲 生   | 同                       | 同               |
| 近 岡 秀 二   | 近岡小児科医院                 | 同 桧町三丁目7番25号    |
| 荻 野 大 助   | 鶴宮小児科医院                 | 同 東原町三丁目10番7号   |
| 木 村 敏 之   | 同                       | 同               |
| 仙 道 大     | 同                       | 同               |
| 白 幡 恵 美   | 同                       | 同               |
| 川 上 貴 子   | 同                       | 同               |
| 佐 々 木 綾 子 | 同                       | 同               |
| 加 藤 光 広   | 同                       | 同               |
| 三 井 哲 之   | 同                       | 同               |
| 井 上 聡 子   | さとこ女性クリニック              | 同 五十鈴一丁目2番17号   |
| 笠 島 和 子   | 笠島耳鼻咽喉科医院               | 同 美畑町12番28号     |
| 川 島 祐 彦   | かわしま内科循環器科クリニック         | 同 城西町五丁目29番22号  |
| 佐 藤 浩     | あかねヶ丘整形外科医院             | 同 あかねヶ丘二丁目10番3号 |
| 森 和 男     | 森整形外科医院                 | 同 桜町2番46号       |

|           |              |   |               |
|-----------|--------------|---|---------------|
| 平 林 敬 之   | 平林耳鼻科皮膚科医院   | 同 | 成沢西二丁目9番3号    |
| 羽 根 田 敦   | 羽根田産婦人科クリニック | 同 | 寿町19番1号       |
| 大 島 信     | 大島整形外科医院     | 同 | 鈴川町三丁目15番64号  |
| 内 山 聡     | 産婦人科・小児科三井病院 |   | 鶴岡市美咲町28番1号   |
| 諸 星 保 憲   | 諸星外科内科クリニック  |   | 酒田市ゆたか一丁目5番1号 |
| 青 柳 拓 郎   | 市立酒田病院       | 同 | 千石町二丁目3番20号   |
| 國 井 拓 也   |              | 同 | 同             |
| 菅 原 正 澄   |              | 同 | 同             |
| 内 藤 整     |              | 同 | 同             |
| 成 澤 あ ゆ み |              | 同 | 同             |
| 橋 爪 英 二   |              | 同 | 同             |
| 堀 川 直 樹   |              | 同 | 同             |
| 松 田 暁 子   |              | 同 | 同             |
| 加 藤 重 彦   | 山形県立日本海病院    | 同 | あきほ町30番地      |
| 木 村 英 紀   |              | 同 | 同             |
| 國 井 寿 樹   |              | 同 | 同             |
| 熊 谷 恒 良   |              | 同 | 同             |
| 黒 木 亮     |              | 同 | 同             |
| 三 戸 正 人   |              | 同 | 同             |
| 鈴 木 祐 輔   |              | 同 | 同             |
| 田 中 賢     |              | 同 | 同             |
| 照 井 有 紀   |              | 同 | 同             |
| 蓮 池 尚 文   |              | 同 | 同             |
| 細 谷 法 之   |              | 同 | 同             |
| 宮 本 卓 也   |              | 同 | 同             |

|       |                     |                      |
|-------|---------------------|----------------------|
| 武藤明紀  | 同                   | 同                    |
| 山川淳一  | 同                   | 同                    |
| 鈴木理香  | 医療法人本間病院            | 同 中町三丁目5番23号         |
| 関谷弘江  | 同                   | 同                    |
| 高村敬晴  | 同                   | 同                    |
| 安藤志穂里 | 医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院  | 東田川郡余目町松陽一丁目1番1号     |
| 荻野健夫  | 同                   | 同                    |
| 福江眞隆  | 同                   | 同                    |
| 安原やよい | 同                   | 同                    |
| 山本匡   | 同                   | 同                    |
| 松田昭夫  | 医療法人徳洲会 介護老人保健施設徳田山 | 飽海郡松山町大字相沢字道脇7番地     |
| 松木達也  | まつき整形外科クリニック        | 村山市楯岡新町三丁目34番27号     |
| 松下希   | 松下クリニック             | 長井市本町一丁目9番27号の1      |
| 五十嵐秀樹 | いがらしクリニック           | 天童市東長岡二丁目8番8号        |
| 乾清重   | 医療法人社団悠愛会 クリニックあこがれ | 同 大字荒谷1973番地の884     |
| 草野千鶴子 | 同                   | 同                    |
| 近藤一秀  | 医療法人明山会 山形ロイヤル病院    | 東根市大森二丁目3番6号         |
| 保坂淳   | 保坂クリニック             | 同 大字東根甲7565番地        |
| 鳥居信行  | やまのべ整形外科            | 東村山郡山辺町大字山辺1258番地の13 |
| 櫻田俊郎  | クリニックメルヘン           | 同 大字大寺字竹の花1152番地の4   |
| 大門和枝  | 同                   | 同                    |
| 塩見明   | 同                   | 同                    |
| 大島裕紀  | 同                   | 同                    |
| 加藤博久  | 同                   | 同                    |

## 山形県告示第116号

計量法(平成4年法律第51号)第28条の2及び第121条第2項において準用する第28条の2の規定により、指定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称 | 所在地          | 更新年月日     |
|------------------------|--------------|-----------|
| 社団法人 山形県計量協会           | 山形市松栄二丁目2番1号 | 平成17年2月5日 |

## 山形県告示第117号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程(平成5年9月県告示第1004号)の一部を次のように改正する。  
第5条の表中「年0.7パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年12月20日から適用する。
- 平成16年12月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第118号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.10パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.35パーセント」に、「年0.60パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年12月20日から適用する。
- 平成16年12月20日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第119号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.95パーセント」を「年2.85パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.20パーセント」を「年0.10パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.35パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年12月20日から適用する。
- 平成16年12月20日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第120号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成16年12月9日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
川原沢、寺泉の各一部
- 5 認証年月日  
平成17年2月1日

## 山形県告示第121号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
平田町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成16年12月20日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
平田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字中野俣、大字北俣の各一部
- 5 認証年月日  
平成17年2月1日

## 山形県告示第122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所         |
|----------|-----------|-------------|
| 理 事      | 斎 藤 晃 一   | 新庄市大字本合海162 |
| 同        | 斎 藤 良 太 郎 | 同 184 - 4   |
| 同        | 越 後 昭 太 郎 | 同 35 - 3    |
| 同        | 佐 藤 好 秀   | 同 97        |
| 同        | 清 水 源 太 郎 | 同 228       |
| 同        | 樋 渡 寿 市   | 同 58        |



|     |         |               |    |
|-----|---------|---------------|----|
| 同   | 樋 渡 信 義 | 同             | 84 |
| 監 事 | 斉 藤 俊 義 | 同             | 2  |
| 同   | 安 彦 義 広 | 最上郡大蔵村大字合海104 |    |

## 山形県告示第123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 斎 藤 晃 一   | 新庄市大字本合海162   |
| 同        | 斎 藤 良 太 郎 | 同 184 - 4     |
| 同        | 越 後 昭 太 郎 | 同 35 - 3      |
| 同        | 加 賀 陽 一   | 同 1023 - 3    |
| 同        | 清 水 源 太 郎 | 同 228         |
| 同        | 樋 渡 寿 市   | 同 58          |
| 同        | 樋 渡 信 義   | 同 84          |
| 監 事      | 斉 藤 俊 義   | 同 2           |
| 同        | 安 彦 義 広   | 最上郡大蔵村大字合海104 |

## 山形県告示第124号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成17年2月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字沼の台山1447 - 4、1490 - 1、2074 - 233、字沼ノ台山2064 - 1、2064 - 2、2064 - 3、2067、2068、2069 - 1、2070、2071 - 1、2072 - 1、2072 - 4、2072 - 5、2072 - 6、2074 - 7、2074 - 9、2074 - 11、2074 - 13、2074 - 15、2074 - 16、2074 - 17、2074 - 19、2074 - 20、2074 - 21、2074 - 45、2074 - 46、2074 - 48、2074 - 49、2074 - 51、2074 - 102、2074 - 124、2074 - 126、2074 - 131、2074 - 132、2074 - 135、2074 - 137、2074 - 138、2074 - 139、2074 - 140、2074 - 141、2074 - 142、2074 - 143、2074 - 145、2074 - 147、2074 - 148、2074 - 149、2074 - 150、2074 - 151、2074 - 152、2074 - 155、2074 - 157、2074 - 158、2074 - 159、2074 - 160、2074 - 162、2074 - 165、2074 - 166、2074 - 167、2074 - 168、2074 - 170、2074 - 171、2074 - 172、2074 - 173、2074 - 174、2074 - 175、2074 - 177、2074 - 230、2074 - 234、2074 - 235、字沼の台2074 - 96

## 2 指定の目的

公衆の保健

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画緑地

(2) 名称 1号 西山緑地

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 酒田市大字高砂字能登山地内

#### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年2月9日から平成17年2月22日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

#### 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

### 山形県告示第126号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画公園

(2) 名称 5・6・1号 光ヶ丘公園

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 酒田市光ヶ丘三丁目及び五丁目並びに大字高砂字能登山地内

(2) 削除する部分 酒田市光ヶ丘一丁目、二丁目及び三丁目地内

#### 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年2月9日から平成17年2月22日まで

(2) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

#### 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年2月8日から同年2月22日まで縦覧に供する。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|---------------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 北村山郡大石田町大字横山字来迎寺原4612番455から<br>同 字来迎寺734番まで |   | 旧    | 31.5メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>347 |
| 同                                           | 上 | 新    | 31.5メートル<br>と<br>14.5 | 同上          |

## 山形県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年2月8日から同年2月22日まで縦覧に供する。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 村山大石田線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字横山字来迎寺原4612番455から  
同 字来迎寺734番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年2月8日

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年2月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成17年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 山形インキュベートプラザ
  - (2) 代表者の氏名  
新海 武久
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市七日町二丁目7番10号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主として山形市中心市街地に、小売・サービス業や飲食店の出店、新規性・独創性のある事業やコミュニティビジネスなどの開業意欲はあるが、経験や資金が不足して開業できない起業者に対して、創業期における経営指導、育成のための支援策等に関する事業を行い、新産業の創出や新分野開拓の振興を図ると

ともに、山形市中心市街地活性化に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月8日

山形県立中央病院長 齋藤幹郎

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日時 平成17年3月24日(木)午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 調達予定数量 2,200キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成17年4月1日から平成17年9月30日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 契約期間以降の調達予定

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 調達予定数量 2,700キロリットル
- (3) 入札公告の予定時期 平成17年8月
- (4) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札公告の日付 平成17年2月8日

#### 4 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

#### 5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営課用度係 電話番号023(685)2623

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9条)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 8 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 2,200kl

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 24, 2005  
(3) Contact Point for the notice: Accounting Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL023-685-2623

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月8日

山形県立日本海病院長 亀 山 仁 一

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂  
(2) 日 時 平成17年3月25日(金) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)  
(2) 年間調達予定数量 1,615キロリットル  
(3) 納入期間及び納入方法 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。  
(4) 納入場所 山形県立日本海病院  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(2) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。  
(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 1,615kl  
(2) Time-limit for tender : 2:00 P.M. March 25, 2005  
(3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月8日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成17年3月23日(水) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。
- (3) 清掃作業員を常時22名以上派遣できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号 0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) 現場説明会の場所及び日時  
イ 場 所 山形県立新庄病院大会議室  
ロ 日 時 平成17年3月8日(火) 午後1時30分
- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(1)、(2)及び(3)に係る証明書を平成17年3月14日(月)午後3時まで山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Shinjo Prefectural Hospital

- (2) Time-limit for tender : 2:00 P . M . March 23, 2005
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital , 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月8日

山形県立新庄病院長 中嶋 凱夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成17年3月28日(月) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 年間調達予定数量 1,190キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号 0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 1,190kl
- (2) Time-limit for tender : 1:30 P . M . March 28, 2005
- (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital , 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

平成17年2月8日印刷  
平成17年2月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056